

---

---

# 刈谷市汚水適正処理構想（案）

---

---

## 目 次

---

---

総論	
1.1 汚水適正処理構想とは	
1.2 構想見直しの経緯	2
2 汚水処理の現状と課題	3
3 構想見直しの条件	4
4 今後の方針、目標及び構想図	5

## Ⅰ 総論

### 1.1 汚水適正処理構想とは

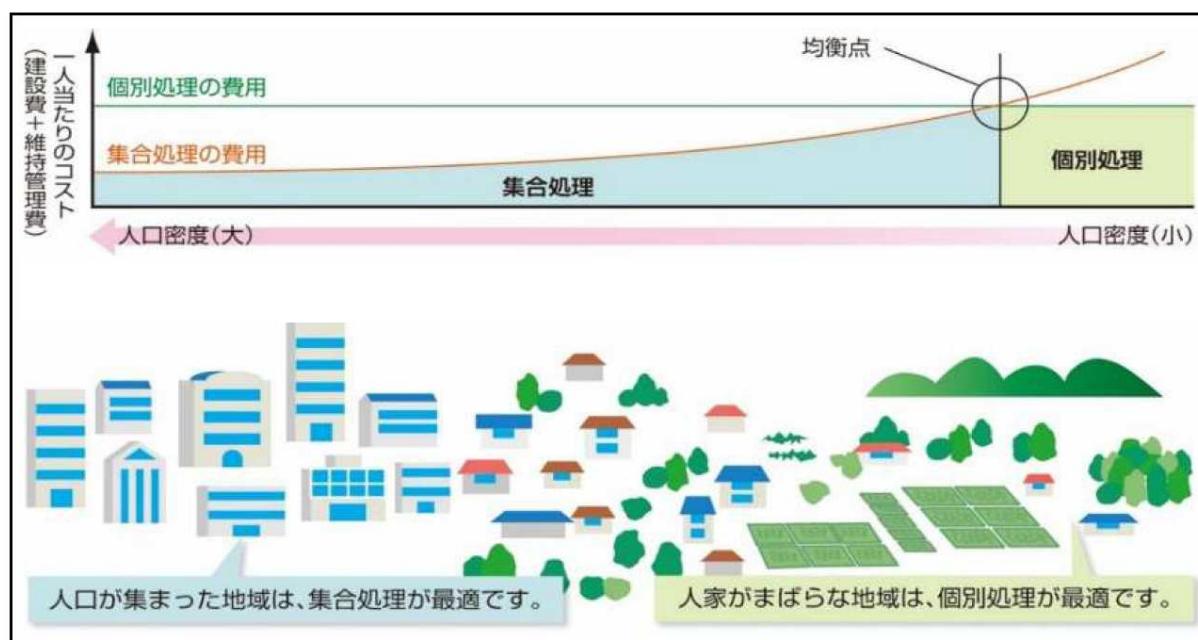
下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を主な目的として早期の普及が求められており、水道や電気等と同様に、生活基盤として欠かせないライフラインです。市民の環境意識が高まる中で、健全な水循環や良好な水環境の形成、安全・快適なまちづくりを行う上で不可欠な施設としての役割を担っています。

のことから、本市は、平成7年度に『刈谷市汚水適正処理構想（以下「本市構想」という。）』を策定し、汚水処理施設の有する特性、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備を実施するため、主に公共下水道の整備に注力するとともに、下水道施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理を行っています。

また、愛知県においては、各市町村が地域ごとに適正な整備手法を選定した汚水処理施設の構想をとりまとめ、県内の汚水処理施設を総合的かつ効率的に整備、運営管理するため、『全県域汚水適正処理構想（以下「全県構想」という。）』を策定しています。

現行の全県構想は、「汚水処理の未普及地域の解消に向けた早期概成」及び「持続可能な汚水処理事業の運営のための広域化・共同化の積極的な推進」を要点として、令和4年度に見直されました。

本市におきましても、社会情勢の変化等による全県構想の見直しに合わせて、適宜、本市構想の見直しを行っています。



（出典：「全県域汚水適正処理構想」（愛知県））

図 1 集合処理と個別処理の選定イメージ

## 1.2 構想見直しの経緯

構想の着実な実行のため、ベンチマーク（指標）を設定し、そのベンチマーク（指標）に応じた目標値の達成に向けた進捗管理を行う必要があります。

そのため、汚水処理施設整備の進捗状況、社会情勢の変化及び将来人口の想定と実態の差異等を把握するため、定期的な点検を行い、差異が生じた場合は速やかに構想の見直しを行っています。

本市構想の主な見直しは、平成27年度に下水道計画区域内の未整備区域のうち、汚水発生の見込みがない市街化調整区域を集合処理区域から個別処理区域へ見直しました。

令和2年度は、市街化調整区域内における福祉施設建設に伴い、個別処理区域から集合処理区域へと変更し、令和3年度は、下水道への区域外流入箇所を個別処理区域から集合処理区域に変更しました。

構想見直しの経緯は、表Ⅰのとおりです。

表Ⅰ 全県構想及び本市構想見直しの経緯

回数	策定年度 (県)	策定年度 (刈谷市)	目的	参考 資料
当初	平成8年	平成7年	・計画的・効率的な汚水処理のあるべき姿を示す	※1
第1回 見直し	平成15年	平成15年	・費用関数の見直し ・汚水施設の耐用年数の見直し	※2
第2回 見直し	平成23年	平成23年	・人口減少などの社会情勢の変化の反映 ・汚水処理施設間の連携強化 ・住民意向の把握 ・費用関数の見直し ・市町村合併の反映	※3
第3回 見直し	平成28年	平成27年	・人口減少などの社会情勢の変化の反映 ・汚水処理施設間の連携強化 ・住民意向の把握 ・費用関数の見直し ・今後10年での汚水処理概成 ・クイックプロジェクト活用を想定した効果的・効率的な整備計画の反映	※4
		令和2年	・計画区域の見直し	
第4回 見直し	令和4年	令和3年	・汚水処理の早期概成 ・広域化・共同化の積極的な推進	※4
		令和7年	・計画区域の見直し	

※1 「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル（案）」H5(社)日本下水道協会ほか農林省マニュアル・環境省マニュアル

※2 「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」H13(社)日本下水道協会ほか農林省マニュアル・環境省マニュアル

※3 「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）」H20 国土交通省都市・地域整備局下水道部

※4 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」H26 国土交通省、農林水産省、環境省

## 2 汚水処理の現状と課題

汚水処理の現状としては、市街化区域では工業地域の一部や地形的な制約などから整備が困難な区域を除き、概ね下水道整備が完了しています。

また、市街化調整区域では市街化区域に近接する区域や主な集落など、比較的人口密度が高い区域での整備を進めてきたことにより、本市の汚水処理人口普及率<sup>※1</sup>は、令和6年度末時点において、97.9%であり、全国平均93.7%、愛知県平均93.6%よりも高い水準であるとともに、国の目標（令和8年度末までに汚水処理人口普及率 95%以上）においても、平成24年度に達成しています。

一方で、民家が点在している区域や道路が狭い区域では、整備効率が低く、事業費が高くなるなど、採算性に課題があり、全ての未整備区域で公共下水道を整備するためには、多額の建設費用と長い期間が必要となります。

また、下水管路の老朽化対策として、管路の破損等に起因する道路陥没を未然に防ぐため、予防保全型の維持管理に取り組んでいますが、埼玉県八潮市における大規模な道路陥没事故が契機となり、今後、より一層、既存の下水管路の改築を推進する必要があります。

近年は、人件費や材料費等の高騰により、下水道施設に係る維持管理費が増加しているとともに、少子高齢化の進行及び節水機器の普及等により、今後、下水道使用料収入が減少する可能性があります。

整備手法別汚水処理人口及び普及率の推移は、図2のとおりです。

なお、図中の「未整備」には、汲み取りのほか、みなし浄化槽<sup>※2</sup>の利用人口も含みます。

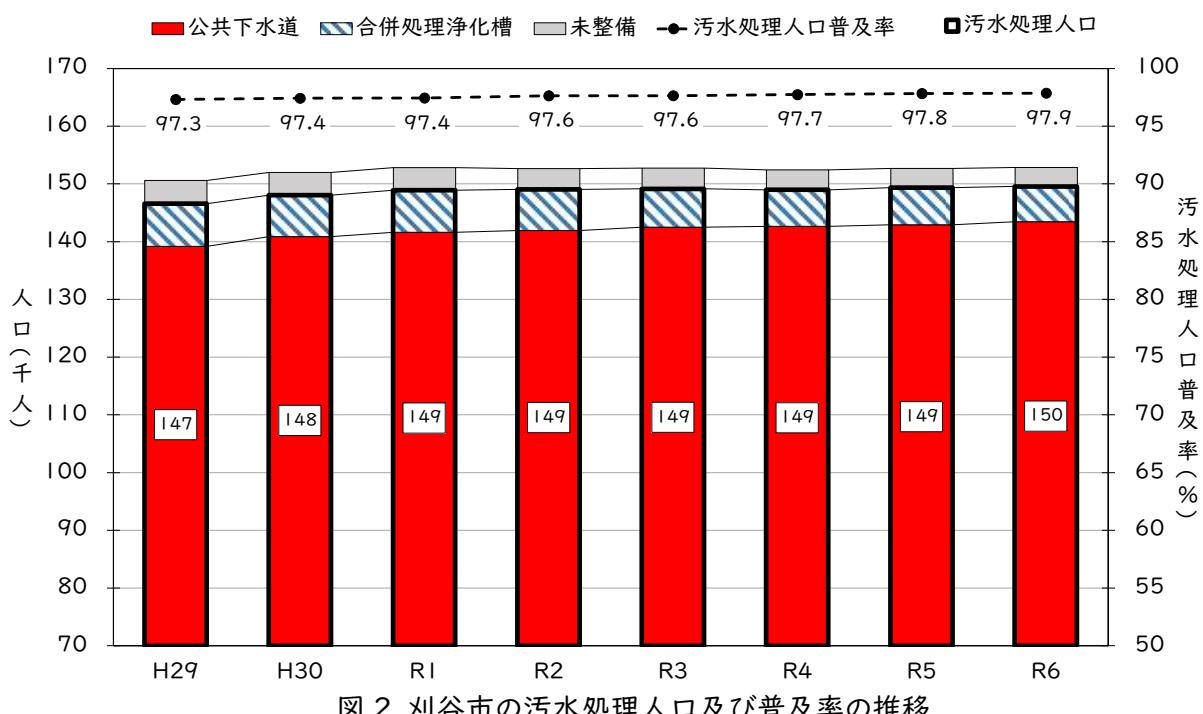


図2 刈谷市の汚水処理人口及び普及率の推移

※1 汚水処理人口普及率：総人口に対して、下水道や浄化槽等で汚水を処理できる人口の割合(%)

※2 みなし浄化槽：単独処理浄化槽

### 3 構想見直しの条件

本市構想は、三省※策定の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月」(以下「マニュアル」という。)に準拠して見直しを行います。

本市構想では、全県構想と整合を図り、将来想定年度及び人口を設定します。

基準年度は第4回全県構想見直しと整合を図り、令和2年度としています。

将来想定年度は、集合処理と個別処理の経済比較に用いる将来人口等を設定するための想定年度であり、汚水処理施設整備の完成年度とは異なります。

人口は、マニュアルに準じて設定します。

#### [将来想定年度の設定]

基 準 年 度:令和2年度

将来想定年度:令和12年度

#### [構想に用いる人口]

基 準 年 度:令和2年度の住民基本台帳人口

将来想定年度:令和12年度の総人口

- 基準年度は全県構想と整合を図り、令和2年度としています。
- 将来想定年度である令和12年度は汚水処理施設整備の完成年度とは異なります。

構想策定後は概ね5年ごとに定期的な点検を行うものとします。点検内容は構想見直し時の将来人口の想定値と実績値を確認し、その差が大きい場合には、構想の見直しを適宜行います。

また、構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し及び関連技術の大幅な進展等があった場合にも構想の見直しを行います。

---

※ 國土交通省、農林水産省、環境省

## 4 今後の方針、目標及び構想図

「2 汚水処理の現状と課題」の内容に加え、「刈谷市水道事業及び下水道事業審議会」において、「市街化調整区域の新規整備について、整備後の下水道使用料改定による市民の負担増や事業経営への影響、災害時の対応等を考慮し、浄化槽の活用を視野に入れた上で、計画区域の見直しについても検討されたい」との意見をいただいたことを踏まえると、近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、今後、さらなる効率的な汚水処理施設の整備と持続可能な事業運営に取り組む必要があることから、将来にわたって安定した下水道サービスを提供するため、このたび、公共下水道による整備を基本方針としていた市街化調整区域の一部において、合併処理浄化槽区域とする見直しを行います。

表 2 本市構想見直し結果

項目		現況(令和6年度末)		令和3年度設定目標(見直し前)		令和7年度設定目標(見直し後)	
		人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
集合 処理 区域	公共下水道	143,450	93.9	156,743	100.0	152,423	97.2
	合併処理浄化槽	3,318	2.2	-	-	-	-
	未整備	1,935	1.3	-	-	-	-
	計	148,703	97.3	156,743	100.0	152,423	97.2
個別 処理 区域	合併処理浄化槽	2,801	1.8	74	0.0	4,394	2.8
	未整備	1,340	0.9	-	-	-	-
	計	4,141	2.7	74	0.0	4,394	2.8
汚水処理人口		149,569	97.9	156,817	100.0	156,817	100.0
未整備人口		3,275	2.1	-	-	-	-
合計		152,844	100.0	156,817	100.0	156,817	100.0

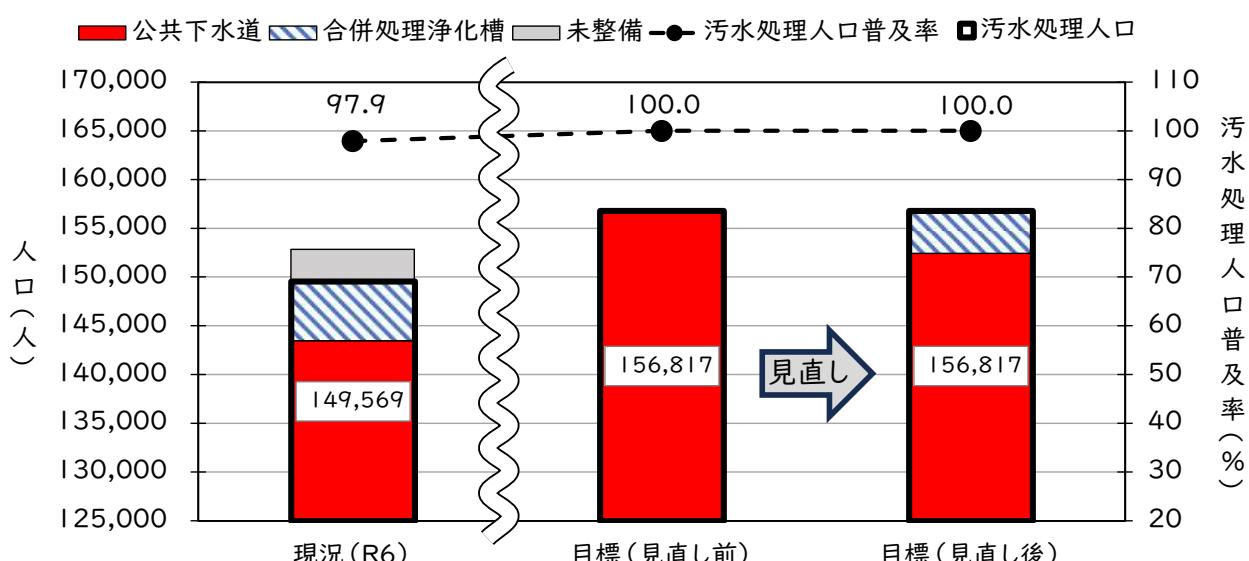
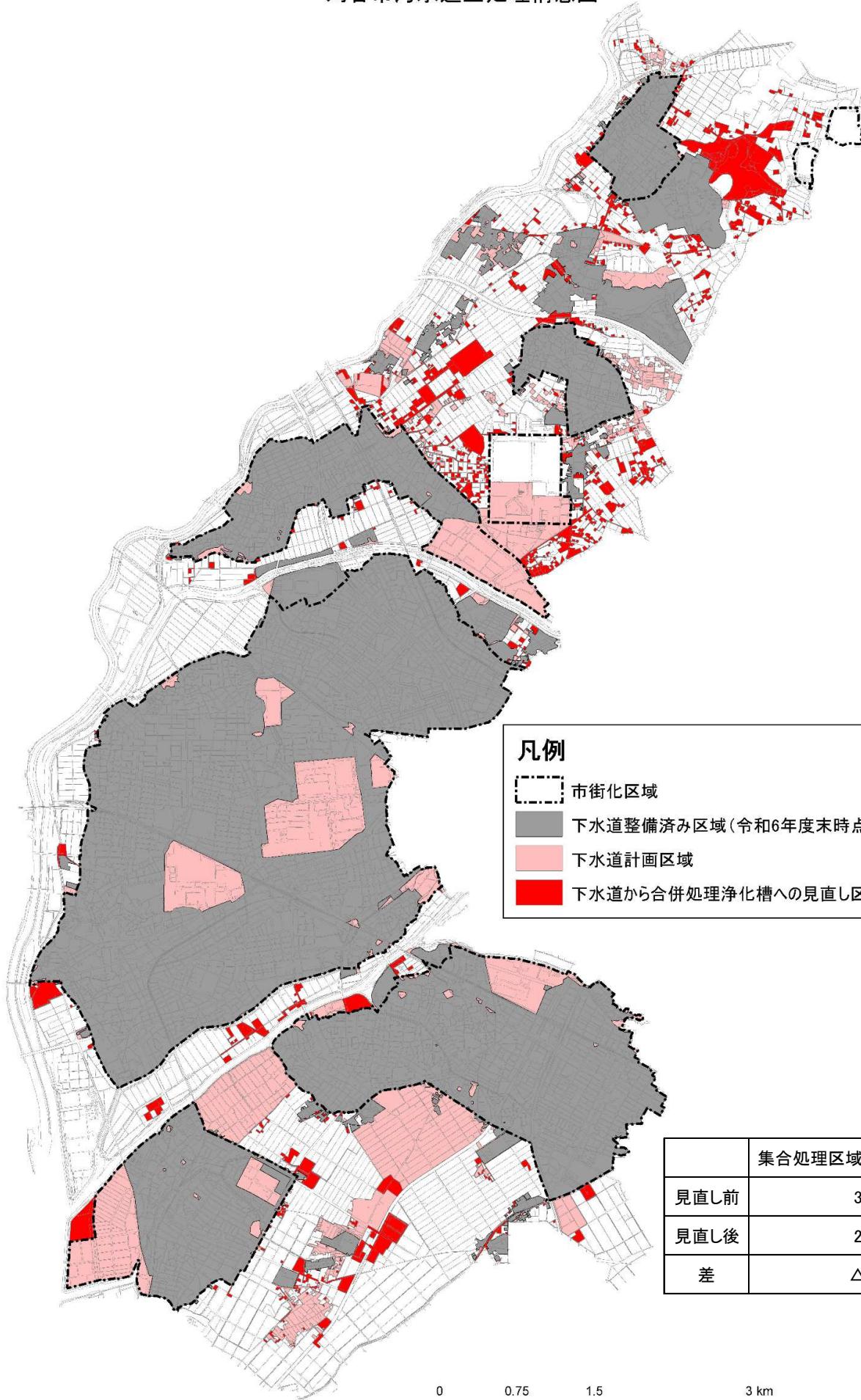


図 3 本市構想見直し結果

## 刈谷市汚水適正処理構想図



### 凡例

- 市街化区域 (Urbanized area)
- 下水道整備済み区域 (令和6年度末時点) (Wastewater treatment completed area (as of the end of the Heisei 6th year))
- 下水道計画区域 (Wastewater treatment planning area)
- 下水道から合併処理浄化槽への見直し区域 (Area for review from wastewater treatment to integrated treatment and purification tanks)

	集合処理区域(下水道)
見直し前	3,209.1ha
見直し後	2,823.9ha
差	△385.2ha

0 0.75 1.5 3 km



---

---

## 刈谷市汚水適正処理構想(案)

令和8年3月発行(予定)

発行 刈谷市

編集 水資源部下水道課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-62-1029

FAX:0566-23-2087

URL:<https://www.city.kariya.lg.jp/>

---